

## 請負契約書

お客様（甲）： \_\_\_\_\_

（乙）ラボ：PCアシスト 青山一朗

住所： \_\_\_\_\_

宮城県東松島市赤井字館前27

電話： \_\_\_\_\_

0225-82-3728 080-8434-5586

### ・ 請負事項

PC操作支援 PC調整 ハード、ソフト設定 その他PC関連 \_\_\_\_\_。

### ・ 請負額 金 \_\_\_\_\_円

請負額は別紙1「請負契約にかかる諸経費の算定基準」により算出し甲が負担する。

甲は本請負契約の成果の引き渡しを乙から受けた後、速やかに請負額を乙に支払わなければならない。

### ・ 出張等交通費 金 \_\_\_\_\_円

乙の交通費は別紙「請負契約にかかる諸経費の算定基準」により算出し甲が負担する。

### ・ バックアップ

バックアップは甲の責とし、乙は事前にバックアップの有無を甲に確認しなければならない。

乙はバックアップが無い場合、バックアップが完了するまで関連する作業は行わない。

### ・ 甲の責任と負担

本請負にかかるハードウェア、ソフトウェア他の準備または経費はすべて甲の負担とする。

作業に関するすべての規定、法令の定めに係る手続き等は甲の責とする。

甲の指示、同意による操作等によって被った損害は甲の責とする。

### ・ 免責

本請負中、乙の責に帰する操作等により、甲のハードウェア、ソフトウェア等に損害が発生した場合の

補償は以下のとおりとし、経費は乙の負担とする。

ハードウェアの補償は相当品の弁済。

ソフトウェアの補償は初期状態への復旧。

データの補償はバックアップデータの復旧。

### ・ 協議

本契約に定めのない事項については甲乙協議のうえ決定する。

本請負契約は甲が契約終了を乙に通知するまで有効とする。

上記のとおり、甲乙間で契約が成立したので、本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

契約年月日                      年              月              日

甲： \_\_\_\_\_

乙： \_\_\_\_\_

## 請負契約にかかる諸経費の算定基準

制定：平成19年4月1日

ラボ：PCアシスト

### ・ 請負額の算定基準

算定の基礎となる乙の作業時間数は契約の成約後から、乙が甲に成果を引き渡した時点までとする。

請負単価は、甲の指定する履行場所を管轄する行政機関が定める最低賃金（時間給）とする。

1時間に満たない部分は同単価を案分する。

※別紙2「請負契約にかかる承諾書」に同意の場合は請負単価を0円とする。

但し、事業用用途の機器メンテナンス、ソフトウェア開発等に関する請負額は別途協議して決定する。

### ・ 持ち込み、持ち帰りの請負額算定基準

持ち込み、持ち帰りによる請負は甲乙協議のうえ別途見積額を決定する。

乙は提示した見積額を超える場合は甲の同意を得なければならない。

### ・ 交通費の算定基準

交通費は乙事務所からの距離（片道）に応じて決定する。距離は道路地図による距離を適用する。

10kmまでを400円とする。（注：実質ガソリン代+乙の拘束分相当）

10kmを超え1kmごとに40円を加算する。

甲が迅速な対応のため乙の高速道路利用に同意したときは実費を加算する。

甲が駐車場を確保できないときは乙の駐車場料金を加算する。

乙の出張が複数回にわたる場合はその回ごとに精算する。

以上の基準によりがたい場合は往復に要する交通費、宿泊料等実費額とする。

交通費は出張の依頼により乙が履行場所に到着した時点で発生する。

乙が乙事務所を出発後、甲の都合で出張を中止した場合は甲が交通費相当額を負担する。

### ・ 持ち込み、持ち帰りに伴う交通費の算定基準

持ち込み、持ち帰りに伴う交通費の算出は前項算定基準を適用する。

梱包材、送料等は全額、甲の負担とする。

